

校訂本 第十三・十四冊解説

西里喜行

I 校訂上の諸問題

一 底本について

琉球王国時代に編修された『歴代宝案』文書（以下、オリジナル文書）はすでに失われてしまつたが、現存する影印本や写本を底本とし、新たに発掘された関連文書をも参照して、オリジナル文書を可能な限り再現する試みが進行中である。校訂本第十三冊・第十四冊もその一環として位置づけられている。

第十三冊には第二集の巻一七四から巻一八九まで、第十四冊には巻一九〇から巻二〇〇までが収録されている。ほぼ編年体で構成されている第二集の最後の二冊であつて、年代的に見ると第十三冊は道光二十一年（一八四二）から道光三十年（一八五〇）まで、第十四冊は道光三十年から咸豐八年（一八五八）までの文書を含んでいる。

オリジナル文書を可能な限り正確に再現するという方針からすれば、一九三三年（昭和八）に故鎌倉芳太郎氏がオリジナル文書を写真撮影した影印本（以下、鎌倉本）を第一の底本としなけれ

ばならないが、残念ながら鎌倉本には第十三冊の文書は一つも含まれておらず、第十四冊の巻一九三・巻一九四の文書を収録しているだけである。鎌倉氏よりやや遅れて故東恩納寛惇氏が写真撮影した影印本（東恩納本）にも第十三冊・第十四冊の文書は一点も含まれていない。

第十三冊・第十四冊の文書を含む写本で現存する異本は次の二つである。第一に、『歴代宝案』のオリジナル文書が久米村から旧沖縄県立図書館へ移管された直後の一九三三年から一九三八年（昭和十三）にかけて筆写され、翌年校訂完了したと推定されるオリジナル文書の副本（以下、県立図書館本＝県岡本）、第二に一九三六年（昭和十一）から数年かけて故小葉田淳氏を中心とする台北帝国大学の依嘱で旧沖縄県立図書館蔵本を抄写したもの（以下、台湾大学本＝台大本）である。台大本は諸写本の中で最も分量が多く、ほぼ全巻を包括していく『歴代宝案』のオリジナル文書の全体構成を留めているけれども、錯簡や筆写の際の誤字・脱字が多く、また影印に当たつて脱落や錯簡が生じたと推定される部分も少なくなく、全体として良質の写本とはみなされていない。

以上の点を考慮して、底本にはまず鎌倉本を第一に優先し、第二に県岡本、第三に台大本を用いたことにした。

鎌倉本を底本にしたのは、巻一九三・巻一九四（以上、第十四

冊）である（但し、鎌倉本卷一九三に欠落している一号文書（六号文書、および鎌倉本卷一九四に欠落している一号文書（六号文書は、台大本を底本に用いている）。県図本を底本にしたのは、卷一七四・卷一七七・卷一七八・卷一七九・卷一八〇・卷一八一・卷一八七（以上、第十三冊）、卷一九〇（以上、第十四冊）である。台大本を底本にしたのは、卷一七五・卷一七六・卷一八二・卷一八三・卷一八四・卷一八五・卷一八六・卷一八八・卷一八九（以上、第十三冊）、卷一九一・卷一九二・卷一九五・卷一九六・卷一九七・卷一九九・卷二〇〇（以上、第十四冊）である。

二 目録と本文の対応関係等について

『歴代宝案』の台大本全十五冊の内、第一冊・第二冊にはオリジナル文書の第一集に相当する文書が収録され、第三冊から第十四冊までの十二冊には第二集相当の文書、第十五冊には第三集及び別集（仏英情状等）相当の文書が収録されている。台大本第三冊に収録されている『歴代宝案』第二集筆写本の巻頭には、上・下に分けた目録が配置され、上には「歴代宝案一集目録」、下には「歴代宝案二集目録下」と記載されている。目録には各文書の表題だけでなく内容を簡潔に要約した概要も付されていて、『歴代宝案』の世界を鳥瞰するのに便利である。しかし、どうい

うわけか、目録に列記されている文書で本文に無いもの、本文に存在するのに目録に無いものの外、目録と本文では文書の配列順序や巻の分け方が異なる事例も少なくなく、その上、巻数の表示の誤写なども重なつて、目録と本文は必ずしも正確に対応しているわけではない。

目録と本文の対応関係については、「校訂本 第三冊・第四冊解説」（『歴代宝案』校訂本第四冊 沖縄県立図書館史料編集室

沖縄県教育委員会 一九九三）において故神田信夫氏が大枠の検討を試みられ、巻数の誤写など必要最小限の補正を加えた上で、『歴代宝案』訳注本第三冊に「歴代宝案二集目録」の全文読み下し文を収録している。ここでは、神田氏が補正された訳注本の目録に依拠して、第十三冊と第十四冊における目録と本文の対応関係や校訂上の措置について、箇条書き的に列挙しておきたい。

①卷一七八の場合。本文は二十点の文書から構成されているけれども、本文後半の一四号文書（咨謝の事）から二〇号文書（執照）までは、目録には列記されていない。この七点の文書は、目録に拠れば、卷一七九の一五号文書から二一号文書に相当する。

②卷一七九の場合。目録には二十二点の文書の見出しを列記しているが、目録記載の一五号文書（咨謝の事）から二〇・二一号文書（執照二通）までは、本文に欠落し、本文卷一七八の一四号文書から二〇号文書に相当すること、前述の通りである。なお、卷一七九の一四号文書は錯簡が甚だしい（後述）。

③卷一八二の場合。目録には十点の文書を列記しているが、本文では目録冒頭の一号文書（表一通 進貢の事）が無く、二号文書（礼部に咨す 進貢の事）の大半は欠損している。なお、台大本の卷一八二に混入していた三点の文書（具題を詳請する事・正朔を頒告する事・抄摺して行知する事）は目録記載の卷一七六の三文書と判断されるので、前掲三点の文書を卷一八二から卷一七六へ移動させ、台大本の本文に欠落していた卷一七六を校訂によって復活させた。その際、三点の文書の欠損部分は他の関連文書によつて推定し補修したことを付記しておきたい。

④卷一八六・卷一八七の場合。目録の卷一八六には三十九点の文書を列記しているが、本文では目録の一號文書（進貢表）から二四号文書（移咨の事）までを卷一八六に入れ、目録の二五号文書（進貢の事）から三八・三九号文書（執照一通）までを卷一八七として分割している。なお、本文の卷一八六の一四号文書（奏文）と三三号文書（官生病故）は目録には無く（従つて本文の卷一八六は二十六点の文書を含み）、本文卷一八七の九号文書（天恩に恭謝する事）は三号文書と同文（重複）であるので、卷一八七も実際には十五点の文書から構成されていることになる。

⑤卷一八八の場合。目録には卷一八八の標示が三個所にあり、各個所と本文との対応関係については、神田氏が以下のように指摘している。——「目録の卷一八七の条にみえる文書は、本文では卷一八八の前半に収められているが、目録には卷一八八の標示

が三個所もある。その一番目に記されている内容のものは、本文では卷一八八の後半に収められているから、恐らく一番目の卷一八八の標示は衍字で、元来目録では卷一八七の後半に記載されていたものであろう。二番目の卷一八八に列挙されている文書の内容は本文ではその全部が欠落している。三番目の卷一八八は、目録に卷一八九が欠けていることから考えると、卷一八九の誤写と思われるが、その内容も本文の卷一八九と一致する」（『歴代宝案』校訂本第四冊 五九四頁 沖縄県立図書館史料編集室一九九三年）と。要するに、目録記載の卷一八八の二十二点の文書はすべて欠落し、現存しない。

⑥卷一九五の場合。目録には十六点の文書を列記しているが、本文では目録の最後の一六号文書（抄摺して行知する事）を欠落し、十五点の文書を収録するのみである。

⑦卷一九六の場合。目録には三十二点の文書を列記しているが、本文の二三号文書（咨覆の事）は目録に記載されていないので、本文は三十三点の文書を含むことになる。

⑧卷一九八の場合。目録には三十点の文書を列記しているが、本文では全文書を欠落していて、本巻は現存しない。

⑨卷一九九の場合。目録には十三点の文書を列記しているが、目録記載の一號文書（正朔の事）と二号文書（進貢の事）は本文には欠落し、他方で底本（台大本）の一号文書（抄摺して行知する事）は目録に含まれていない。なお、目録記載の卷一九九の一

号文書と二号文書は底本（県図本）では卷一七九の一五号文書と

一六号文書に相当すると判断される（後述）。

⑩卷二〇〇の場合。目録には四十一点の文書を列記しているが、目録記載の一號文書（勅一通）と二号文書（知照の事）は本文には欠落し、本文の一號文書（正朔頒告の事）は目録に無いので、本文は四十点の文書から構成されている。

目録と本文が必ずしも対応しない事例は以上の通りである。な

お、各卷の文書構成は基本的には進貢船や接貢船の船便でもたらされる文書を基準として編修されているが、漂流遭難などの事情で、各卷に収録される文書は必ずしも一年単位で年月日順に配列されているわけではなく、二～三年間の文書をまとめて一卷を構成する場合もある。たとえば、卷一八三は「道光二十七年未進貢帰帆文」、即ち道光二十七年に帰国した進貢船によつてもたらされた文書を収録しているけれども、その中には道光二十五年・道光二十六年・道光二十七年の日付の文書が含まれている。その間の事情については、目録の概要には次のように説明されている。

——「勅語・礼部の回咨暨び（道光）二十六年分の正朔、併びに官生向克秀の病故の一款、布政司の回咨は例として應さに（道光）二十四年の貢使存留して去年（道光二十六年）を等^まちて齋捧して國に到るべし。但、（道光）二十五年に遣わす所の接貢船隻、未だ閩省に到らざるに因り、（道光二十四年の貢使は）閩に留まること一歳、（道光）二十六年に遣わす所の進貢頭号船に搭

駕して、本年（道光二十七年）齋捧して國に到る」と。

要するに、道光二十五年に派遣した接貢船がなんらかの事情で

福州へ到着しなかつたために、道光二十四年派遣の進貢使は予定通り道光二十六年に帰国することができず、一年間福州に滞在して道光二十七年に進貢船で帰国したので、持参した道光二十五年以後の文書をも含めて「道光二十七年未進貢帰帆文」として卷一八三に収録したというわけである。

また、本文で大半を欠損している文書でも、目録によつてその概要を把握することが可能な事例もある。たとえば、卷一八二の本文冒頭の文書（目録では二号文書の咨文「進貢の事」）は欠損文書で、最後の数行を留めるのみであるが、目録の概要には次のように説明されている。——「内に、特に王舅毛増光等を遣わして別に咨文を捧げ、前みて福建に詣らしめ、布政使司に陳請し、督撫両院に転詳して聖諭を奏請し、躬ら嘆唌の両客、國に在りて医を行い通商するを止めしめ、併せて留まる所の人を接回せしめんとす等の事あり」と。アヘン戦争後の歐米列強の圧力が強まる中で、琉球に逗留した英仏宣教師の退去について、清国当局に外交交渉を要請するための陳情使節の派遣を通知する文書も含まれていたことが推測される。

三 錯簡・紛れ込み文書・欠損文書の処理について

台大本の第十三冊・第十四冊には錯簡が少なくなく、県図本にも台大本とほぼ同様の錯簡が認められる。底本に用いた台大本・県図本の錯簡・紛れ込み文書・欠損文書については、個々の事例に応じて次のような措置を講じることとした。

①台大本の卷一八二には甚だしい錯簡文書が含まれていて、他の卷の三点の文書（具題を詳請する事・正朔を頒告する事・抄摺して行知する事）が紛れ込んでいる。三点の紛れ込み文書は目録記載の卷一七六の三点の文書に相当するが、卷一七六は台大本の本文では欠巻となっている。そこで校訂に当たっては、三点の紛れ込み文書を一纏めにし、卷一七六として復活させることにしたことは前述の通りである。もつとも、三点の紛れ込み文書には錯簡があるだけでなく、欠損部分も少くない。復活させた卷一七六の一號文書（具題を詳請する事）の場合は、冒頭の欠損部分を、卷一七七の二号文書及び卷一七五の一三号文書を参照して、ゴチック体で補い、且つ文書発信者を「福建等処承宣布政使司」と推定して挿入した。復活させた卷一七六の二号文書（正朔を頒告する事）の場合は、後半の一部を欠損しているが、どの年度の正朔なのか判定できなかつたので、「後欠」と表示して処理せざるを得なかつた。三号文書（抄摺して行知する事）の場合は、冒頭の欠損部分と文末の欠損部分を、卷一七八の一四号文書を参照して、ゴチック体で補い、冒頭見出しを「福建等処承宣布政使司為抄摺行知事」と推定して挿入する措置を採つた。

②底本に用いた県図本の卷一七八の一號文書（勅諭）の場合、県図本卷一七八の一枚表即ち一二三一八一頁（台大本では七三五一頁下段）には文末三行の記載があるだけで、文頭から一六行までは三十八枚即ち一二三五三頁（一二三五四頁（台大本では七三七〇頁上段））に紛れ込んでいるので、前者と後者の配置を入れ換えた上で両者を合体し、一号文書として再構成した。

③底本に用いた県図本の卷一七九の一號文書（表文）は欠損文書であつて、前半を欠損し、卷一七九の一枚表裏即ち一二四一四頁（一二四一五頁（台大本では七三八五頁下段））には後半部分だけ収めているが、『頒賜遺詔謝表』（法政大学沖縄文化研究所所蔵）を参照して前半部分をゴチック体で補つた。

④底本に用いた県図本の卷一七九の一四号文書（咨覆の事）の場合、前半部分は卷一七九の四十六枚（四十八枚即ち一二五〇四頁（一二五〇九頁（台大本では七四〇八頁（七四〇九頁上段）））に収められているが、後半部分は卷一七八の六十二枚（六十四枚即ち一二四〇一頁（一二四〇六頁）と三十九枚（四十枚表即ち一二三五五頁（一二三五七頁（台大本では七三八二頁（七三八三頁上段）））に分散して収められている。三箇所に分散されていた文書を一纏めにして卷一七九の一四号文書として再構成した。

⑤目録によれば、卷一七九は「道光二十四年辰進貢文」を収録したものであるにもかかわらず、底本に用いた県図本の卷一七九

には、一五号文書（咸豐七年正朔頒告の事）と一六号文書（咸豐六年進貢の事）も含まれている。この二つの文書は紛れ込み文書と考えられるので、校訂本第十三冊の卷一七九には含めないこととし、「咸豐七年已進貢歸帆文」を収めた卷一九九の一號文書（正朔の事）及び二号文書（進貢の事）とみなして、校訂本第十四冊の当該箇所へ移動して配置することにした。なお、底本の一五号文書には錯簡があり、一六号文書の後半は欠損している。

また、前述のように、台大本卷一九九の本文には目録の一號文書（底本卷一七九の一五号文書）及び二号文書（底本卷一七九の一六号文書）はないが、他方で目録にない文書（抄摺して行知する事）が収められている。校訂本第十四冊では、これを卷一九九の三号文書として収録することにした。

⑥底本の卷一八四の一號文書（恭しく勅書を迎え並びに使臣を接回する事）は前半を欠損しているが、卷一八五の一四号文書を参照してゴチック体で補った。

⑦底本の卷一九二の二五号文書（咨請の事）の場合、冒頭前段（台大本の七九九〇頁下段）が切り離されて、本文書の後へ配置され、後続部分（台大本の七九八五頁～七九九〇頁上段）と入れ替わっている。校訂本第十四冊では本来の位置に戻して二五号文書として再構成した。

以上のように、底本としての台大本第十三冊及び第十四冊及び

県岡本には、錯簡・紛れ込み文書・欠損文書などのが少なくない。

現段階では、いかなる事情に因るものかは判明しないが、咸豐八年後の文書を収録した第三集の外に、アヘン戦争後の外圧に直面して、欧米列強への対応に関わる文書を、別集（仮英情状等）として新たに編成する必要に迫られたことと関係するのかも知れない。校訂本第十五冊に収録予定の第三集・別集などに関する問題は今後の課題として保留しておきたい。

II 内容上の諸問題

一 第十三冊・第十四冊収録文書の歴史的背景

—— 欧米列強と東アジア

第十三冊・第十四冊に収録されている文書は、時期的には、一八四一年から一八五八年までの十八年間に作成された外交文書である。アヘン戦争から太平天国・第二次アヘン戦争最中までの、清国にとつて文字通りの内憂外患の時期である。収録文書の内容を理解するために、まずこの時期の欧米列強の「外圧」と東アジア（その一部としての琉球）の関わり方についてフォローしておきたい。

(一) アヘン戦争と清国・日本・琉球

清国を中心とする東アジアの伝統的な国際秩序＝冊封進貢体制

は十九世紀に入ると、進貢船等の相次ぐ遭難事故、漂流・漂着船の急増、偽装漂着と密貿易の増大、海賊集団の横行、宗主国と属国の利害対立等の体制内矛盾の増大に加え、自由貿易を要求する歐米列強の圧力¹¹外圧に直面して動搖し始める。一八四〇～四二年のアヘン戦争がその決定的な契機となつたことは言うまでもない（西里喜行「冊封進貢体制の動搖とその諸契機——嘉慶・道光期の中琉関係を中心に——」『東洋史研究』第五十九巻第一号 東洋史研究会 二〇〇〇年参照）。

圧倒的な軍事力でアヘン戦争に勝利したイギリスは一八四二年の南京条約、翌年の虎門寨追加条約によって、広州・廈門・福州・寧波・上海の五港開港、香港の割譲、二一〇〇万ドルの賠償金支払いなどを清国側に認めさせた外、協定関税制、領事裁判権をも獲得した。清国側は関税自主権を喪失し、治外法権を容認せざるを得ず、著しい不平等条約を押しつけられることとなつた。アメリカは一八四四年七月の中米望厦条約で、フランスも同年十二月の中仏黄埔条約でほぼ同内容の利権を獲得した外、天主教禁止令を弛めることなども認めさせた。

清国の隣国日本でも幕府や薩摩藩当局はアヘン戦争に重大な関心を寄せ、情報収集に最大限の努力を傾注した（真栄平房昭「近世日本における海外情報と琉球の位置」『思想』七九六号 岩波書店 一九九〇年参照）。アヘン戦争初期の広東港外における海戦状況などの戦争情報が福州から帰還した進貢船によって琉球へ

もたらされ、さらに琉球から薩摩藩を通じて幕府へ伝達されること、福州駐在のイギリス領事レイ（李太郭）から福州琉球館へ届けられた南京条約の漢文写しが、琉球側から薩摩藩へ転送されたことなどもその一例である。アヘン戦争情報によつてイギリスの軍事的脅威を知つた幕府が、従来の鎖国令（「無二念打ち払い令」）を厳守すれば外国との戦争に至ることを恐れ、日本列島に接近する外国船に薪水給予を認める措置を採つたのは、アヘン戦争終結直後の天保十三年（一八四二）七月二十六日のことであつた（『通航一覽続輯』第五巻附録三 清文堂出版 一九七三年参考）。

ところが、アヘン戦争さなかの一八四〇年八月十四日、舟山島占領に参加したイギリス艦隊所属のインディアン・オーネク号が沖縄島中部の北谷沖で座礁した際、琉球当局と薩摩藩の在番奉行は乗組員六十七名全員を救助し、四十余日にわたつて手厚く待遇した上、ジャンク船を建造して舟山島へ送り返していることから、琉球側ではすでに「無二念打ち払い令」を無視し、「薪水給予令」以上の措置を講じたことを示している（前掲西里「冊封進貢体制の動搖とその諸契機」参照）。むろん、琉球側が遭難した乗組員を救助・送還したのは、圧倒的軍事力を誇るイギリスの圧力を将来にわたつて回避するためであつた。

しかし、イギリス当局はアヘン戦争の最終局面でも薪水・生鮮食料品などを求めて戦艦を屢々琉球列島へ向かわせ、琉球の戦略

的価値に注目しただけでなく、講和交渉の中では福州琉球館の交易上の役割に注目して福州開港に固執し、福州を開港都市とすることに成功した。その延長線上で、イギリス当局はアヘン戦争終結後、直ちに琉球へのアプローチを開始する。

(二) アヘン戦争後の異国船（英仏艦船）来琉

アヘン戦争にも参加したベルチャード艦長の率いるサマラン号は、イギリス政府の命を受け、清国航路とその周辺の地域の測量を目的として、一八四三年から四五五年にかけて、清国沿岸・ボルネオ・フィリピン・台湾・琉球・日本・朝鮮などの広範な海域と陸地を探査したが、この航海探査の過程で、琉球列島が重要な探査対象となつていていたことに注目すべきであろう（前掲西里「冊封進貢体制の動搖とその諸契機」参照）。サマラン号の琉球列島探査は前後三回にわたつている。第一回は一八四三年十月から翌年にかけての先島（八重山・宮古）探査、第二回は四五五年五月の石垣島・与那国島・宮古島を経て沖縄島に至る琉球列島全域の探査、第三回は同年八月の那覇港への再来航である（須藤利一「サマラン号航海記附記」『南島』第一輯 南島研究所 一九四〇年）。武装兵や武器弾薬を満載したサマラン号の乗組員が琉球当局の意思を無視して強引に探査を繰り返したことは、アヘン戦争後の外圧がストレートに琉球列島へ加わりはじめたことを意味し、琉球当局だけではなく冊封進貢体制全体を震撼させるに足る

インパクトとなつたであろう。サマラン号に続いて、多くのイギリス艦船が来航し、和好・貿易を要求しただけでなく、一八四六年には英國籍の宣教師兼医師のベツテルハイム（伯德令）一家が来琉し、以後八年間にわたつて逗留し続け、琉球当局の頭痛の種となる。しかも、和好・貿易を要求したのはイギリスだけではなかつた。フランスもイギリスと前後して直接琉球当局へ和好・貿易・布教の要求を提起している。

一八四四年四月二十八日（道光二十四年三月十一日）、フランス東洋艦隊の一艦船アルクメーヌ号（乗組員二三〇名）が那覇港へ入港した。翌日、上陸した艦長のデュプランは琉球当局に対しランス国王の命令で琉球とも貿易関係を築く目的で来航したことを告げた。驚愕した琉球当局は貿易品を産出しないことを理由に貿易を拒絶したところ、デュプランはささらに後日「大總兵」（艦隊司令官）が来航する予定なので、正式の回答は「大總兵」へ提出すること、その際の通訳を養成する必要があるので宣教師のフオルカードを逗留させることを聲明して出港した（西里喜行「アヘン戦争後の外圧と琉球問題——道光・咸豐期の琉球所屬問題を中心に——」『琉球大学教育学部紀要』第五十七集 琉球大学教育学部 二〇〇〇年参照）。琉球当局は「異国人の逗留」を「國法違反」として拒絶したが、フオルカードはその後二年間琉球に留まり、琉球当局の厳しい監視のもとで、琉球語の習得に努め布

教を試みた。

琉球当局は薩摩藩の在番奉行とも協議の上で、この年の進貢船の正副使に対しても「フランス人が琉球の頭越しに清国と掛け合つて琉仏の和好・貿易・布教を認めさせる事態が予想されるならば、布政使への咨文（書簡）のなかで言及したフランス人一件に関する報告は削除するよう」と指示したことに注目すべきであろう（『琉球王国評定所文書』第一巻 四九七頁 五五八～五六七頁 浦添市教育委員会 一九八八年）。フランス艦船の琉球来航を清国へ報告した場合、フランス人の怒りを買う可能性があるだけでなく、フランスが琉球の頭越しに清国と交渉した場合、清国がフランスの要求を認める可能性があることを、琉球当局は最も恐れていたのである。

琉球の頭越しの清仏交渉による琉球開国¹¹・和好・貿易・布教の可能性は現実化しなかつたけれども、デュプランが予告したフランスの「大総兵乗船」の来航は二年後に現実化した。一八四六年六月、英國籍のベツテルハイム一家が上陸してから一ヶ月後に、フランス東洋艦隊のセシユ提督に率いられた三隻のフランス艦船が、沖縄島北部の運天港に集結し、約一ヶ月にわたって琉球当局と交渉を繰り返し、和好・貿易に関する条約締結を迫った。交渉の過程で、セシユ提督は①琉球には金銀鉄はないというが、反布・薬剤・黒糖・焼酎などの貿易品が豊富に存在するので、琉球側の貿易拒絶の理由は成り立たないこと、②琉球駐在の「度佳

喇島人」の言いなりになつていると食料の供給を絶たれる恐れがあるが、ヨーロッパ人と交易すれば琉球の必要とする商品はいつも手に入れることができ、「日本人の厳密取り締まり」を免れることもできること、③琉球は地理的に有利な位置にあり、外国の貿易によつて富豪となる可能性があるのに、迷夢から醒めずヨーロッパ人との貿易を断るならば、将来「貪欲の国」（イギリス）が港を占拠し、琉球を植民地化することなどを強調して止まなかつた（『大日本維新史料』第一編ノ一、六七〇頁～六七八頁 総務省編纂事務局 一九三八年）。条約締結を要求するセシユ提督の最終的な狙いは、琉球を保護国としてライバルのイギリスと対抗するための拠点を築くことにあるたと思われる。琉球当局もまたそのように受け止めて警戒し、他方で琉球貿易構想を積極的に推進しようとする薩摩藩の思惑をも見抜きつつ、巧みな引き延ばし戦術を駆使して条約締結の回避に全力を尽くさざるを得なかつた。

琉球当局を説得することに失敗したセシユ提督は、一八四六年七月十七日、三隻のフランス艦船を率いて運天港を離れたが、その際フォルカードラを連れ去る代わりに、別のフランス人宣教師ルチュルジユ（伯多祿）を琉球に留めることとし、二ヶ月後にはアドネを送り込んで同居させたので、琉球当局にとつては何ら問題の解決とはならず、むしろベツテルハイムとともに頭痛の種が増えることになつたのである（前掲西里「アヘン戦争後の外圧

と琉球問題」参照)。

(三) 宗主国＝清国の「内憂外患」

十九世紀の五〇年代に入ると、琉球の宗主国＝清国の社会経済危機は先鋭化し、五〇年には洪秀全に率いられた太平軍が広西省の金田村で武装蜂起した。太平軍は五一年九月、永安を陥落させて「太平天国」と称し、五二年には湖南省へ進出、湖南省から江西・安徽へと勢力圏を拡大し、五〇万の大軍を擁するに至った。五三年三月には南京を占領して天京と改め、ここを首都として國家形態を整備する。この間、清国側の軍隊は連戦連敗を重ねたが、五〇年代後半には曾国藩や李鴻章らの「義勇軍」によって漸く対峙状況が形成された。

清国軍と太平軍が南北に対峙して死闘を展開しつつあつた一八五六年、広東省の清国官憲がアヘン密輸船を拿捕した事件(アローハン事件)と広西省で発生したフランス人宣教師殺害事件(シャブドレーヌ事件)を口実として、英仏連合軍が清国に対して第二次アヘン戦争(アロー戦争)を開始した。第二次アヘン戦争は以後四年間にわたつて継続し、戦争と外交交渉が繰り返されて六〇年に終結したが、この間五八年に締結された天津条約と六〇年の講和条約(北京条約)によつて、清国はさらなる国権の喪失を余儀なくされた。

五〇年代の清国の内憂外患は冊封進貢体制を危機に陥れ、東ア

ジアの国際秩序を激しく動搖させることとなる。琉球王国について言えば、清国の内憂外患は冊封進貢に重大な支障が生ずることを意味しただけでなく、欧米列強の圧力に直面しても宗主国たる清国の援助を期待できなくなることを意味した。

(四) 一八五〇年代の「外庄」と琉球

五〇年代に入ると、欧米列強の東アジアに対する圧力は益々強まつた。五二年四月、琉球近海を航行中のアメリカ船籍ロバート・バウン号上において、中国人労働者(苦力)の衝撃的な反乱が発生し、苦力たちに奪取されたバウン号が琉球列島南端の石垣島崎枝沖で座礁、三八〇名の苦力が上陸したことから、東アジアの国際秩序を揺るがせる国際事件へと展開したロバート・バウン号事件に琉球王国も巻き込まれることとなる(西里喜行『バウン号の苦力反乱と琉球王国』榕樹書林 一〇〇一年参照)。武装兵を石垣島に上陸させて苦力拿捕作戦を展開し、捕縛した苦力を清国当局へ引き渡して有罪判決を下すことを要求した英米側、苦力貿易に暗躍する欧米商人やバウン号船長の非道を弾劾して苦力に無罪判決を下した清国当局、一年半にわたつて石垣島に逗留した多数の苦力を保護し最終的に福州へ護送した琉球当局がロバート・バウン号事件へ関わつただけなく、薩摩藩や幕府も事件の展開に注目せざるを得なかつた。石垣島で苦力捕縛作戦を展開したアメリカ艦船サラトガ号は、ペリー提督に率いられて、まもなく日本

の浦賀に姿を現すことになる。

ペリー提督率いるアメリカ東インド艦隊は日本開国交渉のため江戸湾へ向かう途中の一八五三年五月、琉球占領の意図を秘めつゝ那覇へ寄港した（「ペリー提督意見書」『日本近代思想大系一開国』岩波書店 一九九一年）。那覇港は以後一年余の間、ペリー提督の日本遠征のための拠点として位置づけられる。幕府との再交渉のため五四年二月四日那覇港を出発したペリー提督は二月十一日江戸湾へ入り、三月十五日から神奈川において日米条約交渉を開始した。アメリカ側の条約草案には琉球の那覇港も開港予定地の一つに挙げられていたが、幕府当局の抵抗によつて、那覇港の開港は当面回避された。幕府当局が那覇開港に抵抗したのは琉球の所属について明確な意思決定がなされておらず、従来、対外的には琉球を幕藩体制の圏外に位置づけて対処してきたからである。

ペリー提督は薩琉関係の内実を熟知していたにもかかわらず、琉球を一独立国とみなし、日米和親条約締結の後も那覇へ寄港し、琉球当局に対しても条約締結を要求した。条約交渉の場では、従来通り薩琉関係隠蔽方針が踏襲され、那覇在住の薩摩役人は琉球代表団の背後に控えるだけにとどまり、琉球当局が外交主体として直接ペリー提督と交渉し、五四年七月十一日、琉米修好条約に調印した。琉米修好・公正貿易・海難救助などの七条からなる条約の内容はほぼ日米和親条約に準拠しているが、漢文と英

文で記されていること、清国暦と西暦が併記されていることに注目すべきであろう。琉球では条約締結が前代未聞の大事件と受け止められただけでなく、ペリー提督一行の首里城訪問、国王会見の強要も琉球当局を驚愕させた。

琉米修好条約締結の翌年（一八五五年）、ゲラン提督の率いるフランス艦隊が条約締結を目的として那覇へ寄港した。ゲラン提督は琉球当局との条約交渉において、自由貿易を要求しただけでなく、土地の貸与、公館の建設まで強要し、居留地獲得の意図を示した。驚愕した琉球当局はフランスの要求を撤回させるために決死の請願を続けたが、ゲラン提督は交渉の場に多数の武装兵を配置して戦闘態勢を誇示しつつ、琉球当局を威圧し、遂に五五年十月十五日、琉仏条約に調印させるに至つた（『琉球王国評定所文書』第十一巻「仏船三艘來着付那覇ニ而之日記」浦添市教育委員会 一九九五年）。

ペリー提督やゲラン提督の琉球における言動は、琉球の宗主国たる清国の官僚層にも深刻な脅威として受け止められ、第二次アヘン戦争の過程で締結された一八五八年の天津条約の一項、即ち「外国領事の北京駐在」条項に反対する論拠として繰り返し言及された（西里喜行「琉球処分と樺太・千島交換条約」『アジアのなかの日本史』IV 東京大学出版会 一九九二年参照）。「外圧」は中琉関係にも暗雲をたれ込めされることになるのである。

二 第十三冊・第十四冊収録文書の内容

—アヘン戦争後の中琉関係の諸相

第十三冊・第十四冊収録文書の内容から浮かび上がる中琉関係の主要問題（懸案事項）を列挙すれば、次の通りである。即ち、
①琉球の貢期（進貢時期）改定問題、②進貢船・接貢船の遭難事
件、③進貢使臣・官生等の死亡事件、④尚育王の死去と報喪使派
遣問題、⑤慶賀使・謝恩使派遣と「一貢免除」問題、⑥漂流・漂
着難民の救助・送還問題、⑦琉球滞在英仏人の退去要請をめぐる
問題、⑧石垣「漂着」苦力貿易船への対応問題、⑨琉球進貢使の
北京入城延期問題、⑩鑄銭用銅材（銅地金）の提供問題、等々の
諸問題であつて、從来の伝統的秩序のもとで繰り返されて来た諸
問題に加えて、アヘン戦争後の国際秩序の再編の中で新たに浮上
した問題も少なくないことが判るであろう。以下、各事項（問
題）の概要と宝案文書の関連箇所を指摘しておきたい。

①琉球の貢期（進貢時期）の改定問題。二年一貢とされていた

琉球の貢期を四年一貢に改定するという道光帝の上諭が、進貢船
派遣準備中の琉球へ届いたのは、尚育王冊封の翌々年（道光二十
年六月）のことであつた。アヘン戦争が始まった直後のことであ
る。しかし、琉球当局はあえて上諭を無視して進貢使を派遣した
ばかりでなく、同時に貢期回復を要請する請願使節をも福州へ派
遣し、福建当局と懸命の交渉を繰り返し、琉球の要請を北京当局

へ転送させ、ついに上諭の撤回、貢期回復を達成した（前掲西里
「冊封進貢体制の動搖とその諸契機」参照）。この間の主な経緯
は第十二冊に収録されているが、第十三冊にも貢期回復の謝礼と
して、皇帝あてに提出された表文・奏文（卷一七五二一、一七五
三）、布政使司あての咨文（卷一七五一五）、礼部あての咨文
(卷一七五二六など)が収録されている。

②進貢船・接貢船の遭難事件。中琉関係の重要な橋渡し役を担
う進貢船・接貢船の遭難事件は道光・咸豊年間に頻発し、関連
文書は第十三冊に九点（卷一七六一、卷一七七四、卷一八一
一〇、卷一八二一五、卷一八二一六、卷一八三一〇、卷一八四
一六、卷一八四一七、卷一八五一八）収録されていて、いずれもア
ヘン戦争後の道光二十年代の事件である。また第十四冊には咸豐
年間の事件一点（卷一九九一一一）だけ収録されているものの、
咸豐六年派遣の進貢船が帰国途中で遭難し、二十六名が西洋船に
救助されたというこの事例は、西洋船の東アジアにおける活動拡
大の反映として注目に値する。

③進貢使臣・官生等の死亡事件。尚育王冊封に対する謝恩正使

として派遣された翁寬（三司官、兼城朝典）が任務を遂行して北
京から福州へ戻った後、道光十九年十二月に琉球館で病没（卷
一七五二一）したのに続いて、道光二十年代には、二十年の進
貢副使林常裕の病没（卷一七四一二、卷一七四一五、卷一七五
一二、卷一七五一九）、二十一年の進貢副使魏恭儕の病没（卷

一八〇一、卷一八〇四、卷一八一四、卷一八二二)、二十六年の請諭副使梁學孔の病没(卷一八五一二、卷一八五一七)が相次いだのはアヘン戦争前後の困難な情勢とも関連があるようと思われる。また、道光二十年に派遣された官生の向克秀は帰国途中福州で病没(卷一八三一四、卷一八三一八、卷一八五四)、二十六年の進貢副使梁必達の跟伴黎修道も福州琉球館で病没(卷一八五八)、病没者は都合五名に達している。

④尚育王の死去と報喪使派遣問題。相次ぐ異国船の来航、英仏宣教師の不法滯在等で対外的に困難な状況にあつた道光二十七年九月、尚育王が死去すると、翌年の進貢船で尚育王の死去を報告するため、報喪使として周大光等が派遣された(卷一八六一二、卷一八七一、卷一八七一〇、卷一八七一四、卷一八七一五、卷一八七一六など)。もちろん、後継者の尚泰はまだ幼少であつたため、冊封要請の使者(請封使)は派遣されていない。

⑤慶賀使・謝恩使派遣と「一貢免除」問題。道光帝の死去、咸豐帝の即位に当たり、琉球側は進貢品とともに「慶賀の方物」を進呈する。しかし、清国側はこれを次回の進貢品にあて「一貢を免除する」と指示したため、琉球側は從来の二年一貢の規定どおりに進貢を続けながら、皇帝即位の「慶賀の方物」だけでなく、「物」等をも併せて受領してもらうための交渉に対する「謝礼の方物」等をも併せて受領してもらうための交渉を、延々と繰り返すことになる。この間の関連文書は第十三冊に一点(卷一八九

一四)、第十四冊に十七点(卷一九〇一六、卷一九一一五、卷一九二一六、卷一九二一一二、卷一九二一三、卷一九二一六、卷一九六一八、卷一九六一〇、卷一九六一八、卷一九六一三、卷一九六一三三、卷二〇〇一三、卷二〇〇一五、卷二〇〇一六、卷二〇〇一一〇、卷二〇〇一六、卷二〇〇一三二)収録されている。

⑥漂流・漂着難民の救助・送還問題。中琉関係の中では、進貢船・接貢船・護送船などの公用船の遭難だけでなく、民間船の漂流・漂着も頻発し、その救助・送還問題が外交交渉の重要な課題となる。従つて歴代宝案文書の中でも、漂流・漂着関連文書が大きな比重を占めるることは当然であろう。第十三冊に収録されている関連文書は二十点以上(卷一七四一六、卷一七五一八、卷一七六一三、卷一七七一四、卷一七八一三、卷一八〇一五、卷一八〇一六、卷一八〇一七、卷一八〇一八、卷一八〇一九、卷一八二一四、卷一八三一九、卷一八五一五、卷一八五一六、卷一八七一三七、卷一八九一三八など)である。第十四冊にも二十点以上の関連文書が収録されている(卷一九〇一七、卷一九〇一四、卷一九〇一五、卷一九一一三、卷一九一一八、卷一九一一九、卷一九一一〇、卷一九二一一五、卷一九二一一二、卷一九二一一四、卷一九二一一九、卷一九二一一〇、卷一九三一九、卷一九六一六、卷一九六一九、卷一九七一、卷一九七一三、卷一九七一四、卷一九七一九、卷一九七一〇、

卷一九七一一、卷一九九一三、卷二〇〇一〇など）。

むろん、前掲の遭難事件には、中国沿岸へ漂着した琉球船（中国人）や朝鮮國船（朝鮮人）の救護送還問題も含まれている。咸豐五年の接貢船で送還された福建人（張万興ら）と江南人（陸載岩ら）の事例（卷一九七一四など）、咸豐四年の進貢船で福州へ送還された朝鮮人（梁鶴信ら）の事例（卷一九六一九、卷一九七二など）、同じく咸豐五年の朝鮮人（韓致得ら）の事例（卷一九七一一）、同じく咸豐七年の朝鮮人（金応彩ら）の事例（卷一九九一三、卷一九九一四、卷二〇〇一〇、卷二〇〇三六など）である。

⑦琉球滯在英仏人の退去要請をめぐる問題。道光二十四年（一八四四）以来、琉球に不法滯在し続けた英仏宣教師を一日も早く退去させることは不可能と判断した琉球当局は、宗主国に宣教師退去のための外交交渉を依頼するほかはなかつた。英仏宣教師の退去要請のため、道光二十六年（一八四六）に、請諭特使（毛増光＝池城安邑ら）を福州へ派遣、福建当局に外交的援助を要請した。関連文書は第十三冊に四点収録されている（卷一八二一一、卷一八二一三、卷一八二一八、卷一八二一九）。要請を受けた福建当局は北京の政府当局や廣東当局に通報し、廣東における対英仏交渉が開始されたが、直接的には何らの効果ももたらさなかつた。しかし、琉球側は進貢船・

接貢船を派遣するたびに同様の要請を繰り返しただけでなく、咸豐二年（一八五二）には石垣島「漂着」の中国人苦力（労働者）の送還問題と英仏人退去問題の件で、再度請諭特使（馬克承＝小禄良忠）を福州へ派遣している。第二次請諭使派遣の関連文書は第十四冊に七点収録されている（卷一九二一八、卷一九二一五、卷一九二二六、卷一九二二七、卷一九二二八、卷一九二一〇、卷一九三一一）。

⑧石垣「漂着」苦力貿易船への対応問題。咸豐期（一八五〇年代）に入ると、欧米の「外圧」は益々強まり、東アジアの伝統的国際秩序は動搖する。その象徴的な事件の一つがロバート・バウン号事件であった。咸豐二年（一八五二）二月、カリフォルニアへ向けて琉球近海を航行中の苦力貿易船ロバート・バウン号（アメリカ船籍）が、虐待に耐えかねた苦力たちによって奪取された。しかし、自力で退去させることは不可能と判断した琉球当局は、台湾へ引き返す途中石垣島の崎枝沖で座礁、三八〇名の苦力が上陸した。その取り扱いをめぐって、琉球当局は困難な状況に直面することになる（前掲西里『バウン号の苦力反乱と琉球王国』参照）。米英艦隊に捕縛され、あるいは射殺、病死、自殺などで非業の死を遂げた苦力のほか、一七〇名余の苦力は一年余の間石垣島に逗留し、郷里（福建省）への送還を繰り返し要請したことから、琉球当局は英仏宣教師の退去問題とともに苦力の送還問題についても清国当局の協力と許可を得るため、請諭特使（馬克承＝小禄良忠）を福州へ派遣したことは前述のとおりである。最終的

には、清国当局の許可を得て、二隻の護送船で一七〇名余の苦力を福州へ護送したが、途中海賊に襲撃され、福州当局に引き渡されたのは一二〇名余であった。その間の関連文書は、第十四冊に十二点収録されている（卷一九二一五、卷一九三一〇、卷一九三一一、卷一九四一七、卷一九四一八、卷一九四一二、卷一九四一三、卷一九五一三、卷一九五一四、卷一九五一五、卷一九六一七、卷一九六一八）。

⑨琉球進貢使の北京入城延期問題。一八四〇～四二年のアヘン戦争後の伝統的国際秩序の動搖、とりわけ一八五〇年代の清国の内憂外患（太平天国の乱、第二次アヘン戦争）の影響を受けて、琉球進貢使の北京行き（進京）は困難を窮めるようになる（西里喜行「咸豐・同治期（幕末維新期）の中琉日関係再考——尚泰冊封問題とその周辺——」『東洋史研究』第六十四巻第四号 東洋史研究会 一〇〇六年参考）。咸豐二年（一八五二）、咸豐四年（一八五四）、咸豐六年（一八五六）、咸豐八年（一八五八）の進貢使節は、通常の旅程を大幅に狂わされ、清国当局から進京中止の命令を受けながらも、いかなるリスクを冒しても進京したいという懸命の請願を繰り返すことによって、辛うじて進京して進貢の任務を果たすことができたが、咸豐十年（一八六〇）、同治元年（一八六一）の進貢使はついに進京できず、中琉関係は危機に陥るに至った。この間の琉球進貢使の進京をめぐる問題については、第十三冊に一点（卷一七九一九）、第十四冊に六点

（卷一九三一九、卷一九七一、卷一九九一、卷一九九一〇、卷二〇〇一三、卷二〇〇一四）の関連文書が収録されている。

⑩銅錢用銅材（銅地金）の提供問題。内憂外患によつて財政危機に直面した清国当局は、一八五〇年代後半に入ると、貨幣铸造権を各省に委譲し、各省当局は独自の判断で銅錢铸造に乗り出すことになる。各省に先駆けて銅錢铸造を開始した福建省では、とりあえず財政危機は緩和できた。しかし、まもなく銅錢用の銅材（銅地金）が払底したことから、咸豐六年（一八五六）冬、福建当局は突然、琉球側に銅材購入を申し入れた。琉球側は当初、進貢品の枠外で銅材を提供することに難色を示したものの、最終的には応じざるを得なくなる（西里喜行「咸豐・同治期（幕末維新期）の中琉日関係に関する一考察——銅材献納（購入）問題をめぐつて——」『第十届中琉歴史関係学術會議論文集』中琉文化経済協会 二〇〇七年参考）。この間の経緯について、第十四冊には三点の関連文書（卷一九九一二、卷二〇〇一〇、卷二〇〇三六）が収録されている。

以上のように、第十三冊・第十四冊は、アヘン戦争後の国際秩序再編期における中琉関係の具体的な諸相を浮かび上がらせる関連文書を豊富に収録し、貴重な史料群を提供していると言えるであろう。